

REEL No. A-0293

0090

アジア歴史資料センター

(83) 十月二十六日 米軍ニベニスニ空襲、計米通牒済(十一月一日)

S 1.1.3.1-1 1559

148

REEL No. A-0293

0091

アジア歴史資料センター

外務省

S 1.1.3.1-1

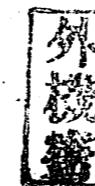
1561

外務省

S 1.1.3.1-1

1560

149



(合衆國政府ハ世界平和ノ爲ナリト稱シテ自國ノ繁榮乃至現狀  
維持ノ爲單り自己ニ好都合ナル諸原則ヲ主張シ之カ採擇フ帝  
國政府ニ迫レル處世界<sup>ハ</sup>安定<sup>ハ</sup>各國ノ現實ノ事態ヲ認識シ且相  
互ノ立場ニ理解ヲ示シツツ相互ニ受諾シ得ヘキ方途ヲ發見シ  
誠實ニ之ヲ適用スルコトニ依リテノミ具現シ得ルモノニシテ

現實ヲ無視シ一國ノ身勝手ナル意見ヲ相手國ニ強要スルカ如  
キ態度ハ平和ヲ禦亂シ福祉ノ増進ヲ阻害スルモノナリ

今般合衆國政府カ日米協定ノ基礎トシテ提議セル第一部「政  
策ノ相互宣言案」ニ列舉セラレタル政治的根本原則ニ付テハ  
策ノ相互宣言案」ニ列舉セラレタル政治的根本原則ニ付テハ  
第一乃至第三原則ニ對スル帝國政府ノ見解ハ既ニ合衆國政府

ニ表明シ居り又經濟關係ニ關スル第一原則ニ付テハ帝國政府  
ハ同原則カ全世界ニ一律ニ適用アルコトヲ希望スルモ世界ノ  
他ノ部分ニ於テ同原則カ行ハレサルニ太平洋地域就中支那ニ

於テノミ本原則カ行ハルコトヲ承認スル能ハス支那ニ於ケ  
ル同原則ノ適用ハ世界ニ於ケル適用ニ順應シテ行ハントスル

外務省

S 1.1.3.1-1

1562

152

モノナルコトハ米國政府ニ對シ明瞭ニ爲シ置キタル通ナリ其

他ノ諸原則ハ新タニ提案アリタルモノナルカ此等諸原則全部

ヲ一括シ帝國政府ノ見解ヲ開陳スルニ右ハ何レモ世界平和成

立ノ曉ニ於ケル究極ノ安定情態ヲ要約セル一見解ヲ示シタル

モノニシテ必スシモ現状ニ於テ執ルヘキ具體的政策乃至措置

外務省

S 1.1.3.1-1

1563

REEL No. A-0293

0092

アジア歴史資料センター

153

ノ基準トスヘキセノニアラス然ルニ合衆國政府ハ先ツ此等諸原則ノ承認ヲ求メ之ニ基キ演説的ニ現行ノ具體政策ヲ制約セントスル意図ヲ有スルコトハ第二部「日米政府ノトルヘキ措

置」ノ諸提案ニ照ラシ明カナリ此ノ見地ヨリ日本國政府ハ現

音ノ事態ニ即セシテ此等諸原則ヲ適用スルコトニ同意スル

外務省

154

S 1.1.3.1-1 1564

0093

ヲ得サル次第ナリ

尚亦<sup>又</sup>日、米、英、支、蘇、和、泰七國間ニ多邊的不可侵條約

ヲ締結スルノ素、「日米兩國ノ採ルヘキ措置第一項」ノ如キ

モ徒ニ集團的平和機構ノ理想ヲ追フノ結果東亞ノ實情ト違離

セルモノニシテ偶々右七國力東亞ニ領土ヲ有スルノ故ノミラ

外務省

S 1.1.3.1-1 1565

REEL No. A-0293

アジア歴史資料センター

以テ漫然之ヲ糾合シテ斯カル機構ヲ設ケントスルハ國際聯盟  
ノ失敗ヲ繰返スコトトナラサルヲ保セス帝國ノ俄ニ實同シ難

キ所ナリ

(二)合衆國政府ハ其ノ自己ノ主張ト理念トニ眩惑セラレ自ラ戰爭

擴大ヲ企圖シツツアリト謂ハサルヲ得ス即一方太平洋地域ノ

外務省

156

S 1.1.3.1-1

1566

155

0094

アジア歴史資料センター

ルモノナリ

安定ヲ計リテ自國ノ背後ヲ安固トシツツ他方英帝國ヲ援ケ歐  
洲新秩序建設ニ邁進スル獨伊兩國ニ對シ自衛權ノ名ノ下ニ進  
ンテ攻擊ヲ加ヘントスルハ太平洋地域ニ平和的手段ニ依リ安  
定ノ基礎ヲ築カントスル幾多ノ原則的主張ト全然矛盾背馳ス

外務省

S 1.1.3.1-1

1567

REEL No. A-0293

和レア 合衆國政府今次ノ提案第二部「日米政府ノ採ルヘキ措

置」第九項ハ米國カ歐洲戰爭參入ノ場合ニ於ケル帝國ノ三國

條約上ノ義務履行ヲ牽制セントスル意圖ヲ以テ提案セルモノ

ト認メラルルヲ以テ右ハ我方ノ請シテ受諾シ得サル所ナリ

②合衆國政府ハ其ノ擧持スル主張ニ於テ武力ニ依ル國際關係處

理ヲ排撃シツツ一方經濟力ニ依ル壓迫力場合ニ依リテハ武力

壓迫<sup>及</sup>上ノ苦痛タルコトヲ全然忘却セルモノト斯セサルヲ得ス

(斯ル場合ニハ過度ノ壓迫ヲ蒙リタル國民ハ時トシテ自存ノ爲

ニ猛然反撃スルコトアル點ニ深ク留意スルヲ要ス)

四合衆國政府ノ意圖ハ英帝國其ノ他ノ諸國ヲ誘引シ支那佛印ノ

外務省

158

S 1.1.3.1-1 1569

1568

S 1.1.3.1-1

157

REEL No. A-0293

0093

アジア歴史資料センター

159

ミナラス其他東亞ノ諸地域ニ對シ其從來保持セル支配的地位ヲ永ク維持セントスルモノト見ルノ外無キ處東亞諸國力過去

百有餘年ニ亘リ英米ノ帝國主義的下擴張政策ノ下ニ現狀維持

ヲ強ヒラレ兩國繁榮ノ犠牲タルニ甘ンセサルヲ得サリシ歴史的學貫ニ鑑ミ右ハ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得セシメントスル

外務省

S 1.1.3.1-1

1570

160

帝國ノ根本國策ト全然背離スルモノニシテ帝國政府ノ断シテ容認スル能ハサル所ナリ

合衆國政府今次提案中佛印ニ關スル規定<sup>税</sup>「日米政府ノ採ル

ヘキ措置」第二項一ハ正ニ右態度ノ適例ト稱スヘク佛印印度支那ニ關シ佛印ヲ除キ日、米、英、蘭、支、泰六國間ニ同地

外務省

S 1.1.3.1-1

1571

REEL No. A-0293

0096

アジア歴史資料センター

鐵ノ領土主權ノ尊重並ニ貿易及通商ノ均等待遇ヲ約束セント

スルハ同地域ヲ六國政府ノ共同保障ノ下ニ即ちハ英米ノ支配

下ニ一キ立タシメントスルニ等シク佛國ノ立場ヲ全然無視セ

ル點ハ暫ク措クモ東亞ノ學識ヲ今日ニ到ラシタル最大原因

ノ一タル九國條約類似ノ體制ヲ新ニ佛領印度支那ニ擴張セん

外務省

6 1.1.3.1-1 1572

161

トスルモノト變ルヘキモノニシテ帝國政府トシテ絕對ニ容認  
シ得サル所ナリ

1573

6 1.1.3.1-1

0091

REEL No. A-0293

アジア歴史資料センター

四合衆國政府カ支那問題ニ關シ帝國ニ要望セル所ハ或ハ全面撤

兵ノ要求ト云ヒ或ハ通商無差別原則ノ無條件適用ト云ヒ何レ

セ支那ノ現實ヲ無視シ東亜ノ安定勢力タル帝國ノ地位ヲ毀滅

セントスルモノニシテ謂ニ其四月提案ニ於テ南京国民政府ノ

存 在 フ 前 提 ト レ 帝 國 ト 中 華 民 國 ト ノ 全 面 和 平 成并 総 漢 セ ル ニ 捏

外務省

164

S 1.1.3.1-1 1574

ラス今次提案（「日米政府ノ採ルヘキ措置」第四項）ニ於テ  
重慶政権ヲ除ク如何ナル政権ヲ軍事的政治理的立派者等の支持せサルコトヲ要求シ南

京政府ヲ全然否認シ去ランタル態度ニ出タルハ當初ノ聲

言ヲ根底ヨリ演スモノト云フヘク尚十一月二十日帝國政府擬

案ニ關する帝國政府ハ米國大統領カ日本間ニ紹介者トナリテ

外務省

S 1.1.3.1-1

1575

0095

REEL No. A-0293

アジア歴史資料センター

和平ヲ周旋スルニ異議ナク唯右紹介ニ依リ日支直接交渉開始

ノ源ヒトナリタル上ハ米國ニ於テ日支和平ヲ妨碍セサル所ヲ

約サンコトヲ求メタリ然ル 米國政府ハ右ノ公正ナル要求ヲ

拒否シテ援蔣行爲ヲ繰縁スル意思ヲ表明シタルカ右ハ後ニ至

リ米國大統領カ前言ヲ繰シテ紹介ヲ試ミルノ時機猶熟セスト

外務省

166

6.1.3.1-1

1576

165

テ之ヲ撤回セルコトト共ニ合衆國政府カ日支間ニ平當狀態ノ

復歸シ東亞ノ天地ニ平和ノ回復スルコトヲ希望セサルコトヲ

實證スルセノナリ

要之百米兩國ノ採ルヘキ措置一十項中ニハ通商問題一第六、七、

八各項一乃至支那法權擴張（第五項）等必シ者本質的ニ不可ナ

外務省

1577

REEL No. A-0293

0093

アジア歴史資料センター

167

ラオス帝國政府ノ受諾シ得ル條項ナキニアラサルモ全体的ニ觀

テ帝國政府トシハ交渉ノ基礎トシテ到底之ヲ受諾シ雖シ

五、惟フニ合衆國政府ノ意圖ハ英國其他ト苟合策動シテ東ニ於テヘ

帝國、西ニ於テハ獨伊兩國ノ新秩序建設ニ依ル世界平和確立ノ

努力ヲ妨碍セントスルニ在リ特ニ東亜ニ於テハ日支ヲ相關ハシ

外務省

S 1.1.3.1-1

1578

168

1579

S 1.1.3.1-1

外務省

メ以テ英米ノ利益ヲ擁護セントスルモノニシテ右ハ十一月二十  
六日ノ提案ニ依リ益々明瞭トナレリ

尙帝國政府ハ交渉ノ急速成立ヲ希望スル見地ヨリ日米交渉妥協

ノ際ハ英國其他ノ關係國トノ間ニモ同時調印方ヲ期待セル力合

衆國政府ハ英蘭支等ト屢々協議セル結果前記提案ヲ爲セルモ

REEL No. A-0293

0105

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0293

0101

アジア歴史資料センター

ノニテ右諸國ハ何レモ米國ト共ニ帝國ノ立場ヲ無視シ延々ハ帝

國ノ存立ヲ尊成セントスルモノト断者サルヲ得ス

斯クテ日米國交ヲ醜態シ合衆國政府ト相携ヘテ太平洋ノ平和を維持確立セントスル帝國政府ノ希望ト方途トヘ遂ニ全々失ハレ

帝國政府ハ遺憾乍ラ合衆國政府カ現在ノ態度ヲ持續スル限り今

後交渉ヲ繼續スルモ遂ニ妥結ニ達スルヲ得スト認ムル外ナキニ

ヨリ茲ニ交渉ヲ打切ルノ已ム無キニ至レルコトニ就キ特來此生ス

ヘキ一切ノ事務ニ付テハ合衆國政府ニ於テ其ノ責ニ任スヘキニ

ノガム旨合衆國政府ニ聲請ニ通告スルモノナリ

外務省

6.1.1.3.1-1

1581

170

6.1.1.3.1-1

1580

169

第一、合衆國政府及日本國政府ハ英帝國、支那、日本國、和蘭、蘇聯邦、泰國及合衆國間ニ多邊的不可侵條約ヲ締結スルノ件

日、米、英、蘭、支、蘇、泰七國間ニ不侵略條約ヲ締結スル考案ハ不侵略ノ原則ニ基礎ヲ置ク集團的平和機構ヲ東亞ノ地域ニ設定セントスルモノナルガ、東亞ノ現狀ハ斯ル集團的平和機構ガ有效ニ成立シ且運用セラルルガ爲必要トセラルル最小限度ノ事態ノ明確性ト安定性トヲ今尙免除セルコトヲ認メザルヲ得ス關係諸國ノ政府ハ先ツ平和機構ノ設定ヲ可能ナラシムルガ爲事態ニ明確ト安定トヲ招來スルコトニ努力シ右努力ニ成功シタル上始メテ此ノ種ノ集團的平和機構ノ考案及實行ヲ問題トスペキナリ

外務省

172

S 1.7.3.1-1

1582

171

以上ハ東亞ニ於ケル集團的平和機構ノ設定ガ今直ニ現實ノ問題トスルニ適セザルコトヲ問題トシタルガ、之トハ別ニ、東亞ニ於ケル平和機構トシテ不侵略ノ原則ヲ以テ充分トスベキヤ否ヤノ問題アリ帝國政府ノ<sup>見</sup>真解ニ依レバ不侵略ノ約束アル所ニ多ク侵略ノ可能性ガ存在シ且又現實ニ侵略行爲ノ行ヘレタルトコロニシナ全般最近數年間ノ國際案件ニ依リ實證セラレタルトコロニシナ全般的又ハ局地的ノ平和機構トシテ斯ノ如ク芳シカラサル成績ヲ舉ゲタル不侵略ノ原則ヲ其ノ儘東亞ニ移植セントスルハ東亞恒久ノ平和ヲ樹立スル所以ニ非ズ東亞ニ於テハ不侵略ノ原則ノ如キ消極的原則ヲ以テ足レリトセズ現實ノ事態ニ即シタル東亞民族ノ提携協力ヲ具体化スル積極的原則ヲ同時ニ考慮スルヲ要ス吾

外務省

6 1.7.3.1-1

1583

0102

REEL No. A-0293

アジア歴史資料センター

帝國政府ノ見解ニ依レハ後者即チ現實ノ事態ニ即スル積極的原則ノ確立アリテ始メテ前者即チ不侵略ノ原則ハ有效ニ成立シ運用セラルベキモノト思考ス

滿洲國ノ存在ガ東亞ノ現實トシテ同地域ニ於ケル平和機構ノ設定ニ當リ之ヲ忘却スペカラザルコトヲ特ニ指摘セザルベカラズ  
第三、佛印ノ領土保全及經濟上ノ平等待遇問題

帝國政府ハ本年五月九日ノ保障及政治的了解ニ關スル議定書並ニ七月二十九日ノ佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル議定書ニ依リ佛領印度支那ノ領土主權ノ尊重ヲ嚴肅ニ誓約シ且右領土主權ヲ確保スル爲日佛兩國政府ハ佛領印度支那ノ共同防衛ヲ約シタリ

外務省

174

S 1.7.3.1-1  
1584

173

0103

アジア歴史資料センター

帝國政府ハ本年五月六日ノ佛領印度支那ニ關スル居住航海條約並ニ日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ關スル協定ヲ佛國政府ト締結シタル處兩條約ニヨル利益ハ最惠國條約ニ依リ第三國民ノ均シク均霑シ得ベキトコロノモノニシナ之ニ依リ帝國ハ同地域ニ於テ特惠的待遇ヲ獲得シタルモノニ非ズ佛領印度支那ニ關シ、日、米、英、蘭、支、泰七國間ニ同地域ノ領土主權ノ尊重並ニ貿易及通商ノ均等待遇ヲ約束セントスルハ同地域ヲ七國政府ノ共同保障ノ下ニ立タシメントスルニ等シク同地域ニ對スル佛國ノ主權ヲ阻害スルモノナルノミナラズ東洋ノ事態ヲ今日ニ到ラシタル最大原因ノ一タル領土保全及經濟均等待遇ノ原則ノ上ニ立ツ九國條約体制力佛領印度支那ニ據

外務省

S 1.7.3.1-1

1585

REEL No. A-0293

張セントスルモノト謂フベク東亞ノ現實ニ對スル九國條約ノ非妥當性ヲ確信スル帝國政府トシテ蒙ジテ容認シ得ザル所ナリ

6 1.1.3.1-1

1586

175

外務省

176

第三、日本軍隊ノ佛印ヨリノ全的撤退問題  
日本軍ノ佛印駐在ハ日佛共同防衛ニ關スル議定書ニ基ク平和進駐ニシテ一方的武力進出ニアラス米國側ノ所謂「武力不擴大」主義ヨリスルモ何等非難スヘキ點ナキノミナラス米國カ「アイスランド」及蘭領「ギアナ」ニ進駐シ乍ラ日本ニ對シテノミ佛印ヨリノ撤兵ヲ主張スルハ宛然宗主國ノ附庸國ニ對スル態度ニシテ並立スル强大國間ニ採ラルヘキ態度ニアラス帝國トシテ絶對ニ容認出來サル所ナルノミナラス米國側ヨリスル提言ヲ爲スハ帝國カ東亞再建ノ爲四年半ニ亘り多大ノ犠牲ヲ佛ヒタル炳乎タル事實ヲ全然無視セントスル態度ノ一表現ニシテ米國ニ於テ先ツ第一ニ支那事變ヲ肯定セサル限り妥協ハ不可能ナリ

外務省

6 1.1.3.1-1

1587

REEL No. A-0293

0104

アジア歴史資料センター

第四 重慶政府ヲ唯一ノ正統政府ト認ムヘシトノ提案

本提案ハ佛印ヨリノ全面撤兵ト共ニ米國ノ日米交渉ニ對スル誠意ヲ疑ハシムル提案ナリ

帝國カ昨年十一月南京ニ於ケル國民政府ヲ支那ニ於ケル唯一ノ正統政府トシテ承認シ且日滿華共同宣言ヲ發シテ東亞再建ノ意思ヲ明ニシタルコト及本年七月帝國ノ斡旋ニヨリテ獨、伊、西班牙等ノ諸國カ相次イテ南京ニアル國民政府ヲ承認シタルコトハ米國側ニ於テ熟知ノコトニシテ然モ日米交渉中支那問題ニ關シテハ南京政府ト重慶政權トノ合流ニヨル統一政府ノ構成ヲ一項目トシテ提示シアリ米國側ニ於テモ支那事變ニ關シ橋渡シヲ爲サンコトヲ提議シ乍ラ今ニ及ンテ帝國ニ對シ重慶ヲ支那ニ於

外務省

178

6 1.1.3.1-1

177

ケル唯一ノ政府トシテ承認スルコトヲ求ムルカ如キハ帝國ヲ愚弄スルノ甚シキモノト云フヘシ  
第五租界ノ返還ニ關スル提案  
租界ノ返還ニ關シテハ昨年締結セル日華基本條約ニ於テモ「日華新關係ノ發展ニ照應シ日本ハ治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スヘキ」コトヲ規定シ居リ主義上異議ナキ所ナルモ帝國ノ如ク支那ト地域的ニ接近シ重大利害關係アル國ハ米國ノ如ク地域的ニ遠隔ノ距離ニアリ且利害關係稀薄ナル國ト同一ニ論セラルヘキモノニアラス即本問題ハ日華基本條約ニモ規定シアル如ク支那ト他國家間關係ノ發展ニ照應シテ行ハルヘキモノニシテ支那ヲ除外セル第三國間ニ於テ斯ルコトヲ規定スル筋合ニアラ

外務省

S 1.1.3.1-1

1589

0105

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0293

ス

況ヤ日華基本條約ニ於テ帝國力治外法權ノ撤廢ヲ明記シ居ルニモ拘ラス全然之ヲ無視シ更ニ斯ル提案ヲ爲スハ帝國ニ對スル不信ト稱シ得ヘシ

第六兩國間通商ニ關シ互惠的最惠國待遇及通商障壁ノ低減ヲ計ルヘシトノ提案

ハ可ナリ

第七相互通資金凍結ヲ解除スルノ案

ハ可ナリ、但シ「自國ノ安全及自衛ノ爲必要ナリ」等ノ理由ニヨリ石油ノ對日供給量ヲ成限スルカ如キコトナキヲ要スルコト勿論ナリ

外務省

第八圓弗爲替安定ニ關スル提案

ハ可ナリ

現在ハ圓ハ弗ニ對シ二十三弗十六分ノ七ノ點ニ固定セシメ居リ、而シテ右操作ハ總テ日本側ノミノ手ニ依リ又日本ノ資金ノミニテ行ヒ居レリ、即日本ノ資金ガ續カサルコトトナラハ圓ハ下落ス然ルニ米側申出ハ右操作ヲ米ニ於テモ擔當シ米ノ資金ヲ以テ圓爲替維持ヲ爲サントスルモノニテ圓、弗相場ノ固定カ日本ニ利益ナル限りソノ操作ト資金ト責任ヲ米カ分擔スルコトハ日本ノ利益ナリ

第九兩國政府ハ其一方カ第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本協定ノ根本目的タル太平洋地域全般ノ平和確立及保持ニ矛盾スル

外務省

S 1.1.3.1-1

1591

180

S 1.1.3.1-1

1590

179

REEL No. A-0293

0106

アジア歴史資料センター

力如ク解釋セラレサル旨同意スルノ件

帝國ノ三國條約上ノ義務ノ解釋ヲ拘束センコトヲ目的トシ健テ  
米國力歐洲戰爭參入ノ場合帝國ノ獨伊加擔ヲ牽制セントスルモ  
ノニシテ之カ受諾ハ同條約タ一片ノ死文ト化スヘク我方トシテ  
斷シテ容認シ得サル所ナリ

第六他國政府ヲシテ本協定ノ諸原則ヲ遵守セシムル件

前記諸點ニ關スル見解如何ニ依リテ決定セラルヘキモノトス

第一合衆國政府及日本國政府ハ英帝國、支那、日本國、和蘭、蘇  
聯邦、泰國及合衆國間ニ多邊的不可侵略約ヲ締結スルノ件  
日、米、英、蘭、支、蘇、泰七國間ニ不侵略條約ヲ締結スル者  
案ハ不侵略ノ原則ニ基礎ヲ置ク集團的平和機構ヲ東亞ノ地域ニ  
設定セントスルモノナルガ、東亞ノ現状ハ斯ル集團的平和機構  
ガ有效ニ成立シ且運用セラルガ爲必要トセラル最小限度ノ  
事態ノ明確性ト安定性トヲ今尙免除セルコトヲ認メザルヲ得ス  
關係諸國ノ政府ハ先ツ平和機構ノ設定ヲ可能ナラシムルガ爲事  
態ニ明確ト安定トヲ招來スルコトニ努力シ右努力ニ成功シタル  
上始メテ此ノ種ノ集團的平和機構ノ考案及實行ヲ問題トスベキ  
ナリ

以上ハ東亞ニ於ケル集團的平和機構ノ設定ガ今直ニ現實ノ問題  
トスルニ適セザルコトヲ問題トシタルガ、之トヘ別ニ、東亞ニ  
於ケル平和機構トシテ不侵略ノ原則ヲ以テ充分トスベキヤ否ヤ  
ノ問題アリ帝國政府ノ見解ニ依レバ不侵略ノ約束アル所ニ多ク  
侵略ノ可能性ガ存在シ且又現實ニ侵略行爲ノ行ハレタルコトハ  
最近數年間ノ國際案件ニ依リ實證セラレタルトコロニシテ全般  
的又ハ局地的ノ平和機構トシテ斯ノ如ク芳シカラザル成績ヲ舉  
ゲタル不侵略ノ原則ヲ其ノ體東亞ニ移植セントスルハ東亞恒久  
ノ平和ヲ樹立スル所以ニ非ズ東亞ニ於テハ不侵略ノ原則ノ如キ  
消極的原則ヲ以テ足レリトセズ現實ノ事態ニ即シタル東亞民族  
ノ提携協力ヲ具体化スル積極的原則ヲ同時ニ考慮スルヲ要ス否

帝國政府ノ見解ニ依レハ後者即ナ現實ノ事態ニ即スル積極的原  
則ノ確立アリテ始メテ前者即チ不侵略ノ原則ハ有效ニ成立レ還  
用セラルベキモノト思考ス

滿洲國ノ存在ガ東亞ノ現實トシテ同地域ニ於ケル平和機構ノ設  
定ニ當リ之ヲ忘却スペカラザルコトヲ特ニ指摘セザルベカラズ  
第六佛印ノ領土保全及經濟上ノ平等待遇問題

帝國政府ハ本年五月九日ノ保障及政治的了解ニ關スル議定書並  
ニ七月二十九日ノ佛館印度支那ノ共同防衛ニ關スル議定書ニ依  
リ佛館印度支那ノ領土主權ノ尊重ヲ嚴肅ニ誓約シ且右領土主權  
ヲ確保スル爲日佛兩國政府ハ佛館印度支那ノ共同防衛ヲ約シテ  
リ

185

帝國政府ハ本年五月六日ノ佛領印度支那ニ關スル居住航海條約  
 並ニ日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ済済ノ様式ニ關ス  
 ル協定ヲ佛國政府ト締結シタル處兩條約ニヨル利益ハ最惠國條  
 約ニ依リ第三國民ノ均シタ均霑シ得ベキトコロノモノニシテ之  
 ニ依リ帝國ハ同地域ニ於テ特惠的待遇ヲ獲得シタルモノニ非ズ  
 佛領印度支那ニ關シ、日、米、英、蘭、支、泰七國間ニ同地域  
 ノ領土主權ノ尊重並ニ貿易及通商ノ均等待遇ヲ約束セントスル  
 ハ同地域ヲ七國政府ノ共同保障ノ下ニ立タシメントスルニ等シ  
 ク同地域ニ對スル佛國ノ主權ヲ阻害スルモノナルノミナラズ更  
 直ノ事態ヲ今日ニ到ラシメタル最大原因ノ一タル領土保全及經  
 濟均等待遇ノ原則ノ上ニ立ツ九國條約体制カ佛領印度支那ニ被

外務省

186

6 1.7.3.1-1

1596

外務省

6 1.7.3.1-1

1597

張セントスルモノト觀フベク東洋ノ現實ニ對スル九國條約ノ非  
 安當性ヲ確信スル帝國政府トシテ案ジテ容認シ得ザル所ナリ

REEL No. A-0293

0103

アジア歴史資料センター

第三、日本軍隊ノ佛印ヨリノ全的撤退問題

日本軍ノ佛印駐在ハ日佛共同防衛ニ關スル讓定書ニ基ク平和進駐ニシテ一方的武力進出ニアラス米國側ノ所謂「武力不擴大」主義ヨリスルモ何等非難スヘキ點ナキノミナラス米國カ「アイスランド」及蘭領「ギアナ」ニ進駐シ乍ラ日本ニ對シテノミ佛印ヨリノ撤兵ヲ主張スルハ宛然宗主國ノ附庸國ニ對スル態度ニシテ竝立スル强大國間ニ採ラルヘキ態度ニアラス帝國トシナ絶對ニ容認出來サル所ナルノミナラス米國謂ヨリ斯ル提言ヲ爲スハ帝國カ東亞再建ノ爲四年半ニ亘り多大ノ犠牲ヲ佛ヒタル炳乎タル事實ヲ全然無視セントスル態度ノ一表現ニシテ米國ニ於テ先ツ第一ニ支那事變ヲ肯定セサル限り妥協ハ不可能ナリ

外務省

第四重慶政府ヲ唯一ノ正統政府ト認ムヘシトノ提案

本提案ハ佛印ヨリノ全面撤兵ト共ニ米國ノ日米交渉ニ對スル誠意ヲ號ハシムル提案ナリ

帝國カ昨年十一月南京ニ於ケル國民政府ヲ支那ニ於ケル唯一ノ正統政府トシテ承認シ且日滿華共同宣言ヲ發シテ東亞再建ノ意思ヲ明ニシタルコト及本年七月帝國ノ斡旋ニヨリテ獨・伊・西班牙等ノ諸國カ相次イテ南京ニアル國民政府ヲ承認シタルコトハ米國側ニ於テ熟知ノコトニシテ然モ日米交渉中支那問題ニ關シテハ南京政府ト重慶政權トノ合流ニヨル統一政府ノ構成ヲ一項目トシテ提示シアリ米國側ニ於テモ支那事變ニ關シ橋渡シヲ爲サンコトヲ提議シ乍ラ今ニ及ンテ帝國ニ對シ重慶ヲ支那ニ於

外務省

S 1.1.3.1-1

1599

488

S 1.1.3.1-1

1598

187

REEL No. A-0293

0115

アジア歴史資料センター

ケル唯一ノ政府トシテ承認スルコトヲ求ムルカ如キハ帝國ヲ愚弄スルノ甚シキモノト云フヘシ

第五租界ノ返還ニ關スル提案

租界ノ返還ニ關シテハ昨年締結セル日華基本條約ニ於テモ「日華新關係ノ發展ニ照應シ日本ハ治外法權ヲ撤廢シ及其ノ租界ヲ還付スヘキ」コトヲ規定シ居リ主義上異議ナキ所ナルモ帝國ノ如ク支那ト地域的ニ接近シ重大利害關係アル國ハ米國ノ如ク地域的ニ遠隔ノ距離ニアリ且利害關係稀薄ナル國ト同一ニ論セラルヘキモノニアラス即本問題ヘ日華基本條約ニモ規定シアル如ク支那ト他國家間關係ノ發展ニ照應シテ行ハルヘキモノニシテ支那ヲ除外セル第三國間ニ於テ斯ルコトヲ規定スル筋合ニアラ

外務省

190

S 1.1.3.1-1

1600

ス  
第七相互ニ資金凍結ヲ解除スルノ案  
ハ可ナリ、但シ「自國ノ安全及自衛ノ爲必要ナリ」等ノ理由ニヨリ石油ノ對日供給量ヲ成限スルカ如キコトナキヲ要スルコト勿論ナリ

外務省

1601

S 1.1.3.1-1

REEL No. A-0293

011

アジア歴史資料センター

第八 國弗爲替安定ニ關スル提案

ハ可ナリ

現在ハ國ハ弗ニ對シ二十三弗十六分ノ七ノ點ニ固定セシメ居リ、而シテ右操作ハ總テ日本側ノミノ手ニ依リ又日本ノ資金ノミニテ行ヒ居レリ、即日本ノ資金ガ讀カサルコトトナラハ國ハ下落ス然ルニ米側申出ハ右操作ヲ米ニ於テモ擔當シ米ノ資金ヲ以テ國爲替維持ラ爲サントスルモノニテ圖、弗相場ノ固定カ日本ニ利益ナル限りソノ操作ト資金ト責任ヲ米カ分担スルコトハ日本ノ利益ナリ

第九兩國政府ハ其一方カ第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本協定ノ根本目的タル太平洋地域全般ノ平和確立及保持ニ矛盾スル

力如ク解釋セラレサル旨同意スルノ件  
帝國ノ三國條約上ノ義務ノ解釋ヲ拘束センコトヲ目的トシ健ナ米國力歐洲戰爭參入ノ場合帝國ノ獨伊加擔ヲ牽制セントスルモノニシテ之力受諾ハ同條約ヲ一片ノ死文ト化スヘク我方トシテ断シテ容認シ得サル所ナリ

第六他國政府ヲシテ本協定ノ諸原則ヲ遵守セシムル件  
前記諸點ニ關スル見解如何ニ依リテ決定セラルヘキモノトス

193

第一、合衆國政府及日本國政府ハ英帝國、支那、日本國、和蘭、蘇聯邦、泰國及合衆國間ニ多邊的不可侵條約ヲ締結スルノ件  
日、米、英、蘭、支、蘇、泰七國間ニ不侵略條約ヲ締結スル者  
案ハ不侵略ノ原則ニ基礎ヲ置ク集團的平和機構ヲ東亞ノ地域ニ  
設定セントスルモノナルガ、東亞ノ現状ハ斯ル集團的平和機構  
方有效ニ成立シ且運用セラル力爲必要トセラル 最小限度ノ  
事態ノ明確性ト安定性トヲ今尚免除セルコトヲ認メザルヲ得ス  
關係諸國ノ政府ハ先ツ平和機構ノ設定ヲ可能ナラシムル力爲事  
態ニ明確ト安定トヲ招來スルコトニ努力シ右努力ニ成功シタル  
上始メテ此ノ種ノ集團的平和機構ノ考案及實行ヲ問題トスベキ  
ナリ

外務省

194

S 1.1.3.1-1

1604

以上ハ東亞ニ於ケル集團的平和機構ノ設定力今直ニ現實ノ問題  
トスルニ適セザルコトヲ問題トシタルガ、之トハ別ニ、東亞ニ  
於ケル平和機構トシテ不侵略ノ原則ヲ以テ充分トスペキヤ否ナ  
ノ問題アリ帝國政府ノ具解ニ依レバ 不侵略ノ約束アル所ニ多ク  
侵略ノ可能性カ存在シ且又現實ニ侵略行爲ノ行ハレタルコトハ  
最近數年間ノ國際事件ニ依リ實證セラレタルトコロニシテ全般  
的又ハ局地的ノ平和機構トシテ斯ノ如ク芳シカラサル成績ヲ舉  
ゲタル不侵略ノ原則ヲ其ノ體東亞ニ移植セントスルハ東亞恒久  
ノ平和ヲ樹立スル所以ニ非ズ東亞ニ於テハ不侵略ノ原則ノ如キ  
消極的原則ヲ以テ足レリトセズ現實ノ事態ニ即シタル東亞民族  
ノ提携協力ヲ具体化スル積極的原則ヲ同時ニ考慮スルヲ要ス否

外務省

1605

S 1.1.3.1-1

REEL No. A-0293

0113

アジア歴史資料センター

帝國政府ノ見解ニ依レハ後者即ナ現實ノ事態ニ即スル積極的原則ノ確立アリヲ始メテ前者即チ不侵略ノ原則ハ有效ニ成立シ運用セラルベキモノト思考ス

滿洲國ノ存在ガ東洋ノ現實トシテ同地域ニ於ケル平和機構ノ設定ニ當リ之ヲ忘却スベカラザルコトヲ特ニ指摘セザルベカラズ

第三佛印ノ領土保全及經濟上ノ平等待遇問題

帝國政府ハ本年五月九日ノ保障及政治的了解ニ關スル議定書並ニ七月二十九日ノ佛領印度支那ノ共同防衛ニ關スル議定書ニ依リ佛領印度支那ノ領土主權ノ尊重ヲ嚴肅ニ誓約シ且右領土主權ヲ確保スル爲日佛兩國政府ハ佛領印度支那ノ共同防衛ヲ約シタ

帝國政府ハ本年五月六日ノ佛領印度支那ニ關スル居住航海條約並ニ日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ關スル協定ヲ佛領印度支那ト締結シタル處兩條約ニヨル利益ハ最惠國條約ニ依リ第三國民ノ均シク均霑シ得ベキトコロノモノニシテ之ニ依リ帝國ハ同地域ニ於テ特惠的待遇ヲ獲得シタルモノニ非ズ佛領印度支那ニ關シ、日、米、英、蘭、支、泰七國間ニ同地域ノ領土主權ノ尊重並ニ貿易及通商ノ均等待遇ヲ約束セントスルハ同地域ヲ七國政府ノ共同保障ノ下ニ立タシメントスルニ等シク同地域ニ關スル佛領印度支那ノ主權ヲ阻害スルモノナルノミナウズ東北ノ事態ヲ今日ニ到ランメタル最大原因ノ一タル領土保全及經濟均等待遇ノ原則ノ上ニ立ツ九國條約体制カ佛領印度支那ニ據

6 1.1.3.1-1

1609

第三、日本軍隊ノ佛印ヨリノ全的撤退問題

日本軍ノ佛印駐在ハ日佛共同防衛ニ關スル議定書ニ基ク平和進駐ニシテ一方的武力進出ニアラス米國側ノ所謂「武力不擴大」主義ヨリスルモ何等非難スヘキ點ナキノミナラス米國カ「アイスランド」及蘭領「ギアナ」ニ進駐シ乍ラ日本ニ對シテノミ佛印ヨリノ撤兵ヲ主張スルハ宛然宗主國ノ附庸國ニ對スル態度ニシテ並立スル强大國間ニ採ラルヘキ態度ニアラス帝國トシテ絶對ニ容認出來サル所ナルノミナラス米國既ヨリ斯ル提言ヲ爲スハ帝國力東亞再建ノ爲四年半ニ亘り多大ノ犠牲ヲ佛ヒタル炳乎タル事實ヲ全然無視セントスル態度ノ一表現ニシテ米國ニ於テ先ツ第一ニ支那事變ヲ肯定セサル限り妥協ハ不可能ナリ

198

6 1.1.3.1-1

1608

197

強セントスルモノト謂フベタ東洋ノ現實ニ對スル九國協約ノ非妥當性ヲ確信スル帝國政府トシテ察ジテ容認シ得ザル所ナリ

第四重慶政府ヲ唯一ノ正統政府ト認ムヘシトノ提案

本提案ハ佛印ヨリノ全面撤兵ト共ニ米國ノ日米交渉ニ對スル誠意ヲ曉ハシムル提案ナリ

帝國力昨年十一月南京ニ於ケル國民政府ヲ支那ニ於ケル唯一ノ正統政府トシテ承認シ且日滿華共同宣言ヲ發シテ東亞再建ノ意思ヲ明ニシタルコト及本年七月帝國ノ斡旋ニヨリテ獨・伊・西班牙等ノ諸國力相次イテ南京ニアル國民政府ヲ承認シタルコトハ米國側ニ於テ熟知ノコトニシテ然モ日米交渉中支那問題ニ關シテハ南京政府ト重慶政權トノ合流ニヨル統一政府ノ構成ヲ一項目トシテ提示シアリ米國側ニ於テモ支那事變ニ關シ橋渡シヲ爲サンコトヲ提議シ乍ラ今ニ及ンテ帝國ニ對シ重慶ヲ支那ニ於

外務省

200

S 1.1.3.1-1

1610

199

第五租界ノ返還ニ關スル提案

ケル唯一ノ政府トシテ承認スルコトヲ求ムルカ如キハ帝國ヲ繼弄スルノ甚シキモノト云フヘシ

租界ノ返還ニ關シテハ昨年締結セル日華基本條約ニ於テモ「日華新關係ノ發展ニ照應シ日本ハ治外法權ヲ撤廃シ及其ノ租界ヲ遷付スヘキ」コトヲ規定シ居リ主義上異議ナキ所ナルモ帝國ノ如ク地域的ニ遠隔ノ距離ニアリ且利害關係稀薄ナル國ト同一ニ論セラルヘキモノニアラス即本問題ハ日華基本條約ニモ規定シアル如ク支那ト他國家間關係ノ發展ニ照應シテ行ハルヘキモノニシナ支那ヲ除外セル第三國間ニ於テ斯ルコトヲ規定スル筋合ニアラ

外務省

S 1.1.3.1-1

1611

REEL No. A-0293

0116

アジア歴史資料センター

ス

况ヤ日華基本條約ニ於テ帝國力治外法權ノ撤廃ヲ明記シ居ルニ  
モ拘ラス全然之ヲ無視シ更ニ斯ル提案ヲ爲スハ帝國ニ對スル不  
信ト稱シ得ヘシ

第六兩國間通商ニ關シ互惠的最惠國待遇及通商障壁ノ低減ヲ計ル  
ハシトノ提案

ハ可ナリ

第七相互ニ資金凍結ヲ解除スルノ案

ハ可ナリ、但シ「自國ノ安全及自衛ノ爲必要ナリ」等ノ理由ニ  
ヨリ石油ノ毎日供給量ヲ成限スルカ如キコトナキヲ要スルコト  
勿論ナリ

外務省

第八國弗爲替安定ニ關スル提案

ハ可ナリ

現在ハ國ハ弗ニ對シ二十三弗十六分ノ七ノ點ニ固定セシメ居リ、  
而シテ右操作ハ總テ日本側ノミノ手ニ依リ又日本ノ資金ノミニ  
テ行ヒ居レリ、即日本ノ資金ガ競カサルコトトナラハ國ハ下落  
ス然ルニ米調甲出ハ右操作ヲ米ニ於テモ適當シ米ノ資金ヲ以テ  
國爲替維持ヲ爲サンツスルモノニテ關、弗相場ノ固定カ日本ニ  
利益ナル限りソノ操作ト資金ト責任ヲ米カ分擔スルコトハ日本  
ノ利益ナリ

第九兩國政府ハ其一方カ第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本揚  
定ノ根本目的タル太平洋地域全般ノ平和確立及保持ニ矛盾スル

外務省

202

S 1.1.3.1-1

1613

201

S 1.1.3.1-1

1612

REEL No. A-0293

0111

アジア歴史資料センター

力如ク解釋セラレサル旨同意スルノ件

帝國ノ三國條約上ノ義務ノ解釋ヲ拘束センコトヲ目的トシ機テ  
米國カ歐洲戰爭參入ノ場合帝國ノ獨伊加擔ヲ牽制セントスルモ  
ノニシテ之カ受諾ハ同條約ヲ一片ノ死文ト化スヘク我方トシナ  
断シテ容認シ得サル所ナリ

第六他國政府ヲシテ本協定ノ諸原則ヲ遵守セシムル件

前記諸點ニ關スル見解如何ニ依リテ決定セラルヘキモノトス

外務省

204

6.1.1.3.1-1 1614

203

第一、合衆國政府及日本國政府ハ英帝國、支那、日本國、和蘭、蘇  
聯邦、泰國及合衆國間ニ多邊的不可侵條約ヲ締結スルノ件  
日、米、英、蘭、支、法、泰七國間ニ不侵略條約ヲ締結スル者  
案ハ不侵略ノ原則ニ基礎ヲ置ク集團的平和機構ヲ東亞ノ地域ニ  
設定セントスルモノナルガ、東亞ノ現状ハ斯ル集團的平和機構  
ガ有效ニ成立シ且運用セラルルガ爲必要トセラル最小微度ノ  
事態ノ明確性ト安定性トヲ今尙缺除セルコトヲ認メザルヲ得ス  
關係諸國ノ政府ハ先ツ平和機構ノ設定ヲ可能ナラシムルガ爲事  
態ニ明確ト安定トヲ招來スルコトニ努力シ右努力ニ成功シタル  
上始メテ此ノ種ノ集團的平和機構ノ考案及實行ノ問題トスベキ  
ナリ

外務省

S 1.1.3.1-1

1615

REEL No. A-0293

0118

アジア歴史資料センター

S 1.1.3.1-1

1617

リ

帝國政府ノ見解ニ依レハ後者即ナ現實ノ事態ニ即スル積極的原則ノ確立アリテ始メテ前者即チ不侵略ノ原則ハ有效ニ成立シ用セラルベキモノト思考ス

諸洲國ノ存在ガ東亞ノ現實トシテ同地域ニ於ケル平和機構ノ設定ニ當リ之ヲ忘却スベカラザルコトヲ特ニ指摘セザルベカラズ第一佛印ノ領土保全及經濟上ノ平等待遇問題

帝國政府ハ本年五月九日ノ保障及政治的了解ニ關スル議定書並ニ七月二十九日ノ佛館印度支那ノ共同防衛ニ關スル議定書ニ依リ佛館印度支那ノ領土主權ノ尊重ヲ嚴肅ニ誓約シ且右領土主權ヲ確保スル爲日佛兩國政府ハ佛館印度支那ノ共同防衛ヲ約シム

206

S 1.1.3.1-1

1616

205

以上ハ東亞ニ於ケル集團的平和機構ノ設定ガ今直ニ現實ノ問題トスルニ適セザルコトヲ問題トシタルガ、之トハ別ニ、東亞ニ於ケル平和機構トシテ不侵略ノ原則ヲ以テ充分トスベキヤ否ヤ、問題アリ帝國政府ノ見解ニ依レバ不侵略ノ原則ノ約束アル所ニ多ク侵略ノ可能性ガ存在シ且又現實ニ侵略行爲ノ行ハレタルコトハ最近數年間ノ國際事件ニ依リ實證セウレタルトコロニシテ全般的又ハ局地的ノ平和機構トシテ斯ノ如ク芳シカラサル成績ヲ基ゲタル不侵略ノ原則ヲ其ノ盤東亞ニ移植セントスルハ東亞恒久ノ平和ヲ樹立スル所以ニ非ズ東亞ニ於テハ不侵略ノ原則ノ如キ消極的原則ヲ以テ足レリトセズ現實ノ事態ニ即シタル東亞民族ノ提携協力ヲ具体化スル積極的原則ヲ同時ニ考慮スルヲ要ス否

S 1.1.3.1-1

1619

張セントスルモノト謂フベク東亞ノ現實ニ對スル九國條約ノ非  
妥當性ヲ確信スル帝國政府トシテ安ジテ容認シ得ザル所ナリ

208

S 1.1.3.1-1

1618

帝國政府ハ本年五月六日ノ佛領印度支那ニ關スル居住航海條約  
並ニ日本國印度支那間關稅制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ關ス  
ル協定ヲ佛國政府ト締結シタル處兩國約ニヨル利益ハ最惠國條  
約ニ依リ第三國民ノ均シク均等シ得ベキトヨロノモノニシナ之  
ニ依リ帝國ハ同地域ニ於テ特恵的待遇ヲ獲得シタルモノニ非ズ  
佛領印度支那ニ臨シ、日、米、英、蘭、支、泰七國間ニ同地域  
ノ鉛土主權ノ尊重並ニ貿易及通商ノ均等待遇ヲ約束セントスル  
ハ同地域ヲ七國政府ノ共同保障ノ下ニ立タシメントスルニ等シ  
ク同地域ニ對スル佛國ノ主權ヲ阻害スルモノナルノミナウズ東  
亞ノ事態ヲ今日ニ到ラシメタル最大原因ノ一タル鉛土保全及經  
濟均等待遇ノ原則ノ上ニ立ツ九國條約体制カ佛領印度支那ニ據

207

第三、日本軍隊ノ佛印ヨリノ金的撤退問題

日本軍ノ佛印駐在ハ日佛共同防衛ニ關スル憲定書ニ基ク平和通  
駐ニシテ一方的武力進出ニアラス米國側ノ所謂「武力不擴大」  
主義ヨリスルモ何等非難スヘキ點ナキノミナラス米國カ「アイ  
スラント」及蘭館「ギアナ」ニ進駐シ乍ラ日本ニ對シテノミ佛  
印ヨリノ撤兵ヲ主張スルハ宛然宗主國ノ附庸國ニ對スル態度ニ  
シテ建立スル強大威聞ニ採ラルヘキ態度ニアラス帝國トシテ絶  
對ニ容認出來サル所ナルノミナラス米國隨ヨリ斯ル提言ヲ爲ス  
ハ帝國力東亞再建ノ爲四年半ニ亘り多大ノ犠牲ヲ佛ヒタル炳乎  
タル學貫ヲ全然無視セントスル態度ノ一表現ニシナ米國ニ於テ  
先ツ第一ニ支那事變ヲ肯定セサル限り妥協ハ不可能ナリ

外務省

210

6 1.1.3.1-1

1620

第四重慶政府ヲ唯一ノ正統政府ト認ムヘシトノ提案  
本提案ハ佛印ヨリノ全面撤兵ト共ニ米國ノ日米交渉ニ對スル誠  
意ヲ継ハシムル提案ナリ  
帝國カ昨年十一月南京ニ於ケル国民政府ヲ支那ニ於ケル唯一ノ  
正統政府トシテ承認シ且日滿華共同宣言ヲ發シテ東亞再建ノ意  
思ヲ明ニシタルコト及本年七月帝國ノ斡旋ニヨリテ獨・伊・西  
班牙等ノ諸國カ相次イテ南京ニアル国民政府ヲ承認シタルコト  
ハ米國側ニ於テ熟知ノコトニシテ然モ日米交渉中支那問題ニ關  
シテハ南京政府ト重慶政府トノ合流ニヨル統一政府ノ構成ヲ一  
項目トシテ提示シアリ米國側ニ於テモ支那事變ニ關シ橋渡シフ  
爲サンコトヲ提議シ乍ラ今ニ及シテ帝國ニ對シ重慶ヲ支那ニ於

外務省

6 1.1.3.1-1

1621

209

REEL No. A-0293

0121

アジア歴史資料センター

ケル唯一ノ政府トシテ承認スルコトヲ求ムルカ如キハ帝國ヲ懲  
罪スルノ甚シキモノト云フヘシ

#### 第五租界ノ返還ニ關スル提案

租界ノ返還ニ關シアハ昨年締結セル日華基本條約ニ於テモ「日  
華新關係ノ發展ニ照應シ日本ハ治外法權ヲ撤廃シ及其ノ租界ヲ  
還付スヘキ」コトヲ規定シ居リ主義上吳謙ナキ所ナルモ帝國ノ  
如ク支那ト地域的ニ接近シ重大利害關係アル國ハ米國ノ如ク地  
域的ニ遠隔ノ距離ニアリ且利害關係稀薄ナル國ト同一ニ論セラ  
ルヘキモノニアラス即本問題ハ日華基本條約ニモ規定シアル如  
ク支那ト他國家間關係ノ發展ニ照應シテ行ハルヘキモノニシテ  
支那ヲ除外セル第三國間ニ於テ斯ルコトヲ規定スル筋合ニアラ  
勿論ナリ

況ヤ日華基本條約ニ於テ帝國力治外法權ノ撤廃ヲ明記シ居ルニ  
モ拘ラス全然之ヲ無視シ更ニ斯ル提案ヲ爲スハ帝國ニ對スル不  
信ト稱シ得ヘシ

第六兩國間迺シ關シ互惠的最惠國待遇及通商障壁ノ低減ヲ計ル  
ヘシトノ提案

ハ可ナリ

第七相互ニ賛金凍結ヲ解除スルノ案

ハ可ナリ、但シ「自國ノ安全及自衛ノ爲必要ナリ」等ノ理由ニ  
ヨリ石油ノ對日供給量ヲ成限スルカ如キコトナキヲ要スルコト

第八 國弗爲替安定ニ關スル提案

ハ可ナリ

現在ハ國ハ弗ニ對シ二十三弗十六分ノ七ノ點ニ固定セシメ居り、而シテ右操作ハ總テ日本側ノミノ手ニ依リ又日本ノ資金ノミニナ行ヒ居レリ、即日本ノ資金ガ權カサルコトナラハ國ハ下落ス然ルニ米側甲出ハ右操作ヲ米ニ於テモ擔當シ米ノ資金ヲ以テ國爲替維持ヲ爲サントスルモノニテ、弗相場ノ固定力日本ニ利益ナル限りソノ操作ト資金ト責任ヲ米カ分担スルコトハ日本ノ利益ナリ

第九 兩國政府ハ其一方カ第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本協定ノ根本目的タル太平洋地域全般ノ平和確立及保持ニ矛盾スル

外務省

214

力如ク解釋セラレサル旨同意スルノ件  
帝國ノ三國條約上ノ義務ノ解釋ヲ拘束セんコトヲ目的トシ從ナ米國カ歐洲戰爭參入ノ場合帝國ノ獨伊加擔ヲ牽制セントスルモノニシテ之カ受諾ハ同條約ヲ一片ノ死文ト化スヘク我方トシテ断シテ容認シ得サル所ナリ

第六他國政府ヲシテ本協定ノ諸原則ヲ遵守セシムル件  
前記諸點ニ關スル見解如何ニ依リテ決定セラルヘキモノトス

外務省

6 1.1.3.1-1

1625

6 1.1.3.1-1

1624

213

REEL No. A-0293

0123

アジア歴史資料センター

s 1.1.3.1-1

1627

問題トスベキナリ  
以上ハ東亞ニ於ケル華本團の平和機構、設定ノ今直ニ  
現實ノ問題トスルニ通じテ問題トシタルガ、之上ハ  
別ニ東亞ニ於ケル平和機構トシテ不侵異、原則ナシ  
ト充分トスベキヤハトコロニシテ、英國政府ノ其時ニ  
シ且又現実ニ侵異行為ノ行ハレタルコトハ、是故に  
事務官三條川實質證セリ又トコロニシテ、英國政府  
地的、平和機構トシテサガレカニサル成績ヲ興行シタル不

216

s 1.1.3.1-1

1626

日本、莫、蘭支、露、系七國間ニ不侵異、原則ナシ  
シ結びテ、不侵異、原則ニ基づ、四道ヲ集團  
的、平和機構、東亞ノ地域ニ設ケン、十日、更生  
現狀ハ斯ル集團の平和機構、力有致、成立シ且重  
用セラルガ爲、又安トセラル。取小限度、事事、明確化ト  
定性トシ、尚缺除セルヲ認メ、且得、開拓諸國、  
政府ハ先づ、平和機構、設定ヲ可從、且、爲、宣傳、  
明確ト安、來、努力シ、右努力ニ成功シテ上  
始メ、此種ノ集團の平和機構、考慮、及、モニシ

第一 合衆国政府及日本政府、英、荷、西、日本、蘭、蘇聯  
泰國及合衆國同、多立的不可侵多滿、福路志件  
5

外務省	S 1.1.3.1-1	1629	<p>和戎構 / 設定ニ當り之ノ御入ヘカラサルトノ特ニ 猶也自ヒヘカラス</p>	<p>侵暴ノ原則ヲ真ノ儘東亞ニシテ権セントスルハ東亞國 久ノ年和ノ樹立不以ニ非ズ東亞ニ於テハ不侵暴。 原則ノ如キ消極的原則ニシテ實現實現之實現三即 シタル東亞民族ノ撫民能力ヲ其條化ニシテ積極的原則 ニシテ時ニ考慮スルヲ西支人否帝國政府ノ見解ニ依レ バ後者即平現實、古甲鶴ニ即久此謂極的原則ノ確 立アリテ始メテ前者即平不侵暴ノ原則ハ有致ニ成 立シ軍用セラルベキモノト考人</p> <p>歐洲國ノ存亡が東亞ノ現実トシテ同地國ニ於ケル平</p>
			218	217

第二、佛印、僑土保全及經濟上、平等待遇問題

219

◎ 帝國政府ハ本年三月九日、種障及政治的了解ニ開キ議定書ヲ三七月三十九日、佛領印度支那、共同防衛ニ開タル議定書曰「佛領印度支那、領主權、尊重、保護、及  
補助、並且右領主主權ヲ確保スル為目佛國政府ハ  
佛領印度支那、共同防衛ニシテ  
帝國政府ハ本年五月二日、佛領印度支那ニ開スル居住航海  
條約」並日本國印度支那間、通商制度、貿易、貿易  
及漕運規式ニ開スル協定ヲ佛國政府下締結シタル如西條經  
二ヨル  
利益、及取扱同條約三七月第三回我、均シテ均而改シ得ハキ  
外務省

220

s 1.1.3.1-1

1631

外務省

トコロノモニニレテノニ佛國ハ同地域ニ於テ特惠一範、待遇  
ヲ獲得シタル乞ノ非伏  
佛領印度支那、佛國、英、蘭、支、泰、泰國間ニ同  
地域、領土主權、尊重、貿易及通商、均等待遇  
ノ結束セントラル、同地域ヲ七國政府、共同保障、不立  
タシメントスルニ等シテ、同地域ニ对于、通商、主權ヲ阻害スル  
反ナル、ニシテアリ、東洋ノ事態ヲ今日ニ到ラシムル最大原  
因ノ一タル、領土保全及經濟均等待遇、原則、上ニ立ツル  
國條約体制、佛領印度支那、獲後、セントラル

REEL No. A-0293

0125

アジア歴史資料センター

S 1.1.3.1-1

18

1633

日本軍、佛印駐在、日佛共同防衛ニシテ議定書、
基ク平和進取ニシテ一方的武力進出ニアリ又米國側ノ一所
謂「武力不拡大主義ヨリスルニ何物非羅ス（キト吳ナキ）」
之ナラス本國カアニスラント及蘭領ギアナニ進駐シテラ
宗主國、附庸國ニ封スル熊文ニシテ並立スル強大國耳、
換言ニテ熊文ニアラス帝國トシテ绝对・首領ガキカル所

外務省

222

S 1.1.3.1-1

1632

ト謂フヘア東亞、社會ニ付スル九國體制、邦々々々之性  
ハ、諸國ノスル帝國政店トシテ於シテ、各國之得サル也ナリ

221

REEL No. A-0293

0127

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0293

0123

アジア歴史資料センター

S 1.1.3.1 -1

1635

本理葉、佛仰ヨリノ人々面相兵ト共ニ、米國、日  
米文書ニ対スル、該島ヲ疑ヒシル、提案ナリ  
帝國、外務省、本件ノ件、  
宣言ヲ蒙シテ、車臣再建ノ意圖ソ明ニシタルコト、  
本件ノ件、  
帝國、外務省、本件ノ件、  
英、法、俄、德、西、葡、荷等、帝國、

S 1.1.3.1 -1

1634

本理葉、米國側ヨリ、斯ル提言ヲ為ス、帝國  
車臣再建ノ為、四年半、巨リ多大、犠牲ヲ拂ヒタル  
叛平タリ、予矣ヲ、金紙也視ル、セントスル鷲文  
一、表現ニシテ、米國ニ於テ先ツ芳一、支那豆麥  
日本、滿洲ヲ肯定セサル限り、本局、能地  
不可免ナリ  
米國、本局、財不減焉、  
不可免ナリ  
外務省  
224

223

S 1.1.3.1 -1

1637

# 第五節 程度の差異と其の原因

226

S 1.1.3.1

163

相次行々南京ニアル国民政府ヲ為シタルトニテ一米國  
舊ノ名ヲ數カノコトニシテ然ニ日本米交渉中一支那  
問題ニ變シテ一南京政府ト、支那政府ト之合流ニ至ル  
一政府ノ指揮下ニ一項日トシテ提出シテ、米國側ニ於テ  
支那軍事上、經濟上、機械シテ乃サニコトヲ提案  
之乍リ、人ヲ及シテ、支那政府ニ對し、斯ニ正支那ヲ唯一  
政府トシテ、支那復元コトヲボルヒナムキ、支那ヲ昌平  
スルノ事ニキニテ、ト云フヘン

225

**REEL No. A-0293**

123

アジア歴史資料センター

	53	6 1.1.3.1-1 1638	遠隔、距离アリ日和寒暑候稀常ナル國ト 同一ニシテ元ノキモニアラス事本向題、自基其 支那ト他國多旨ノ第候、 本多約ニシテ板定シテ勿用根出ノ板農ニ照ヒシテ 行ハシキモニシテ支那ヲ除セル第三國官ガテ 斯コトヲ板足スル節人古ニアラス
外務省		53	提莫ソニス、帝國ニ財石不信ト稱ニ得ヘン 度ク此記シ所ニシテ格ラスノ金武之ツサ取シ更ニ尊 況ヤ日系基本多約、於テ帝國力諸外情雅ノ板
		228	障壁ノ低減ヲ計シト一提案
			节六、兩國官道商ニ至應的最惠國待遇及通商
			“可ナリ”

1.1.3.1-1 1641

11311 1641 23

外務省

卷之三

23

§ 1.1.3.1

1640

第七 相互資本率解除了以來

可ナリ但シ、自國ノ易金及白銀、乃又弱ナリ。是  
理由ニヨリ、右油、前日往詰量ヲ半限スルカ如キ  
コトナキア露スヒエト勿ニ仰ナリ

229

**REEL No. A-0293**

1 2 3 4

アジア歴史資料センター

REEL No. A-0293

0130

アジア歴史資料センター

157	外務省	8 1.1.3.1-1	1643	232
第9 节	西国政府は、其一方カ第3回ト 協定ニ本取是、根本目的元太平洋区域全般ノ平和 確立及保持ニ至ル所ノ如ク解釈セガリト同上 第9 节	西国政府は、其一方カ第3回ト 協定ニ本取是、根本目的元太平洋区域全般ノ平和 確立及保持ニ至ル所ノ如ク解釈セガリト同上 第9 节	西国政府は、其一方カ第3回ト 協定ニ本取是、根本目的元太平洋区域全般ノ平和 確立及保持ニ至ル所ノ如ク解釈セガリト同上 第9 节	西国政府は、其一方カ第3回ト 協定ニ本取是、根本目的元太平洋区域全般ノ平和 確立及保持ニ至ル所ノ如ク解釈セガリト同上 第9 节
三國條約上ノ事項	義務、能解ヲ拘束セント	三國條約上ノ事項	義務、能解ヲ拘束セント	三國條約上ノ事項
目的トシテ、其國力、政治、財政等々入、場合に、 猶伊加担	之ヲ以テ、其國力、政治、財政等々入、場合に、 猶伊加担	之ヲ以テ、其國力、政治、財政等々入、場合に、 猶伊加担	之ヲ以テ、其國力、政治、財政等々入、場合に、 猶伊加担	之ヲ以テ、其國力、政治、財政等々入、場合に、 猶伊加担
交渉シ得サレ所	交渉シ得サレ所	交渉シ得サレ所	交渉シ得サレ所	交渉シ得サレ所

10-20  
 s 1.1.3.1-1 1642 231  
 可  
 亂死ハ、同ノ初  
 三十一年十二月七日  
 二回定セシメ居り、而シテ在操作ハ、鶴行日本御令手  
 ニ依リスル事、一略念にて、行ひ居り、印合下、清氣  
 無ニカ、法事ナコトナス  
 亂死ハ、五時半、右操作タリ、米、前半元、想支シ半、  
 沢合リ以ニ、日暮野算譜ヲ、為サントスモニテ、10. 間相持  
 一向定カ以テ、利便大入附ノソノ操作ト、管主  
 費用カ、7米ナ、今度スヒエト、日午、斯科並ニ、  
 10. 間相持

國際經濟調查所原稿紙

